

# 防災ヘリコプター維持管理・運営事業

## サービス対価の支払い方法

国土交通省

防災ヘリコプター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の定める手続きにより、国が実施するものである。国は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価であるサービス対価を事業者を支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、募集要項等に定めるところと同じとする。

## 1. サービス対価の構成

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、本事業の事業期間終了日までの本業務の全般管理に係る費用（以下「全般管理業務費」という。）、防災ヘリコプターの確保に係る費用（以下「防災ヘリコプター確保費」という。）、防災ヘリコプターの維持に係る費用（以下「防災ヘリコプター維持費」という。）、防災ヘリコプターの運航に係る費用（以下「防災ヘリコプター運航費」という。）及び消費税等から構成されるものとする。

### (1) 全般管理業務費

本事業契約の締結日から事業期間の終了日までの本事業全般を管理する費用及び事業者の税引前利益（金融費用に計上される部分を除く）とする。

### (2) 防災ヘリコプター確保費

防災ヘリコプターの確保及び防災ヘリコプターの機体の損傷・滅失に対応可能な保険の付保並びにその確保に必要な費用を、表 2 に定める期間及び回数の範囲内で分割払いした場合における金融費用とする。

なお、金融費用には、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。金融費用の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とし、基準金利の詳細は 3. (3)2 ②に示す。

### (3) 防災ヘリコプター維持費

防災ヘリコプターの格納及び定期点検、修理改善（本作業に要する部品費を含む）等並びに試運転及び耐空検査等の検査及び証明に係る費用とする。

### (4) 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプターの運航に係る航空燃料及び潤滑油、消耗品並びに防災ヘリコプター運航要員の労務に係る費用（運航体制の維持に係る費用を含む）及び防災ヘリコプター運航時における第三者への賠償に対応可能な保険の付保に係る費用とする。

ただし、本費用のうち防災ヘリコプターの飛行に係る費用（航空燃料、潤滑油、運航要員の労務に係る費用）及び運航体制の維持に係る費用（運航体制の維持における労務に係る費用）については、次に示す基準に相当する費用をサービス対価の対象とする。

なお、本事業を遂行するにあたり、当該基準（以下、「運航費用基準」という。）を超過した費用については、当該年度の上半期、下半期を支払対象期間として、その実績に応じて、国及び事業者が事前に合意した単価に基づき、年2回全40回支払うものとする。

防災ヘリコプターの飛行に係る費用の基準：毎年度20時間

防災ヘリコプターの運航体制の維持に係る費用の基準：毎年度50日

#### (5) 消費税等

上記(1)から(4)までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする。

※国が事業者に貸与する装備品に係る装着費及び維持管理費は、別途、国が負担する。

## 2. サービス対価の内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1に示すとおりとする。

表 1 サービス対価の内訳

	費用項目	費用の内容
サービス対価	全般管理業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業契約の締結日から事業期間の終了日までの本事業の全般管理費(事業者の開業に伴う諸費用及び一般管理費(人件費、監査費用等)、モニタリング費用等)</li> <li>・事業者の税引前利益の一部(金融費用に計上される部分を除く)</li> </ul>
	防災ヘリコプター確保費	防災ヘリコプターの確保に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機体減価償却相当の費用</li> <li>・その他、防災ヘリコプターの確保に関して必要と認められる費用(機体保険付保に係る費用を含む)</li> <li>・金融費用(資金調達に必要な融資等に係る金利及び事業者の税引前利益の一部)</li> </ul>
	防災ヘリコプター維持費	防災ヘリコプターの維持に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫の確保費用(予備品の保管・管理に係る費用を含む)</li> <li>・定期点検整備費用、修理改善費用、交換部品費用</li> <li>・予備品補充費用</li> <li>・試運転費用(ヘリポート使用料、航空燃料費、潤滑油費、運行要員の労務費、消耗品費を含む)</li> <li>・耐空・無線等検査費用</li> <li>・予備品検査・証明費用</li> <li>・その他、防災ヘリコプターの維持に関して必要と認められる費用</li> </ul>
	防災ヘリコプター運航費	防災ヘリコプターの運航に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用(事業者が提案する拠点ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む)の毎年度 20 時間分</li> <li>・国からの飛行命令により、直ちに飛行準備に着手できる運航体制の維持に係る費用(労務費に限る)の毎年度 50 日分</li> <li>・第三者乗客包括賠償責任保険の付保に係る費用</li> <li>・その他、防災ヘリコプターの運航に関して必要と認められる費用</li> </ul>
	消費税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税</li> </ul>

(注)本事業に係る上記サービス対価の国庫債務負担行為設定額は、4,000 百万円(税込)である。[年度ごとのサービス対価の支払い額は 200 百万円(税込)が上限]

なお、上記に含まれる消費税等については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)附則及び「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 25 年政令第 56 号)附則を考慮している。

### 3. サービス対価の算定及び支払方法

#### (1) 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において防災ヘリコプターの確保から維持管理・運航までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入する。

国はその対価を、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、原則として平準化して支払うものとする。

#### (2) 支払方法の基本的事項

サービス対価の支払は、年4回（国が事業者から適法な請求書を受領後30日以内）行うことを予定している。

なお、防災ヘリコプターの運航開始日は、平成27年度内において事業者の提案する日とする。

表2 サービス対価の支払い方法

費用項目	支払い対象期間	回数	支払い方法
全般管理業務	平成27年度内において事業者が提案する日の属する四半期から平成46年度末（四半期ごと）	最大 全80回	防災ヘリコプターの運航期間にわたり均等に支払う。
防災ヘリコプター確保費			
防災ヘリコプター維持費			
防災ヘリコプター運航費			

#### (3) 各費用の算定方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払い額は、次の1)から5)のとおり算定する。

なお、各費用の算定期間は、各支払期の期初（4月1日又は7月1日又は10月1日又は1月1日）から期末（6月30日又は9月30日又は12月31日又は3月31日）までとし、第1回目の支払額は、平成27年度内において事業者の提案する日の翌日から当該日の属する四半期の期末までの期間で日割り計算するものとする。

表3 サービス対価の支払い回数

事業者の提案する運航開始日	サービス対価の支払い回数		
	平成27年度	平成28年度～平成46年度	支払い回数合計
第1四半期（4月～6月）内	4回	76回	80回
第2四半期（7月～9月）内	3回		79回
第3四半期（10月～12月）内	2回		78回
第4四半期（1月～3月）内	1回		77回

## 1) 本業務の全般管理費

全般管理業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、年4回、最大全80回に分けて均等に支払う。

ただし、第1回目の支払額は、平成27年度内において事業者の提案する日の翌日から当該日の属する四半期の期末までの期間で日割り計算するものとする。

## 2) 防災ヘリコプターの確保に関する業務費

### ① 防災ヘリコプター確保費

防災ヘリコプターの機体減価償却費相当の費用及びその他防災ヘリコプターの確保に関して必要と認められる費用並びに金融費用から構成される防災ヘリコプター確保費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、各回の支払額が均等となるよう、年4回、最大全80回に分けて均等に支払う。

ただし、防災ヘリコプターの確保費のうち、金融費用のみ第1回目の支払額は、平成27年度内において事業者の提案する日の翌日から当該日の属する四半期の期末までの期間で日割り計算するものとする。

なお、金融費用の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とし、基準金利の詳細は下記②に示す。

また、事業者の提案により、機体減価償却費相当の費用について為替の変動を考慮する必要がある場合には、下記③に示す方法にて算定した額を機体減価償却費相当の費用とする。

### ② 金融費用

基準金利の確定日（以下「金利確定日」という。）は、事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において、機体減価償却費相当の費用が確定する事業者が提案する日とし、運航サービス開始11年度目にあたる平成37年度に、金利変動に基づく改定を行うこととする。

基準金利は、午前10時における東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース（円/円）10年物円金利スワップレートとし、基準日は、次のとおりとする。

運航サービス開始日から運航サービス10年度目（平成37年3月まで）の金融費用  
：事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転までの期間において、事業者が提案する日（機体減価償却費相当の費用が確定する日）

運航サービス開始11年度目から20年度目（平成47年3月まで）の金融費用  
：平成37年4月1日の2営業日前の日

なお、企画提案書における提案価格の作成に当たっては、募集要項公表日のレートを企画提案書における提案価格の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、提案価格の算定に用いる（スプレッドの改定は行わない）。

### ③ 為替変動

事業者の提案により、機体減価償却費相当の費用について、為替の変動を考慮する必要がある場合、機体減価償却費相当の費用の確定日は、事業契約締結の日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において事業者が提案する日とする。

計算方法 :  $AP' t = APt \times (\alpha 25 / \alpha 24) \times (\alpha 27 / \alpha 25)$

$AP t$  : 改定前の機体減価償却費相当の対価

$AP' t$  : 改定後の機体減価償却費相当の対価

$\alpha$  : 基準外国為替相場又は裁定外国為替相場（日本銀行国際局）

$\alpha 24$  : 平成 24 年 10 月に適用される基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

$\alpha 25$  : 平成 25 年募集要項公表月に適用される基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

$\alpha 27$  : 事業契約締結日から防災ヘリコプターの試運転日までの期間において、事業者が提案する日の属する月の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場

※なお、上記で示している「基準外国為替相場又は裁定外国為替相場」のいずれを指標として活用するかは、事業者による提案を踏まえ、優先交渉権者選定後、事業契約締結までの間で、国と事業者の協議により定めるものとする。

### 3) 防災ヘリコプター維持費

防災ヘリコプターの維持に関する業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、年 4 回、最大全 80 回に分けて均等に支払う。

ただし、第 1 回目の支払額は、平成 27 年度内において事業者の提案する日の翌日から当該日の属する四半期の期末までの期間で日割り計算するものとする。

### 4) 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプターの運航に関する業務費は、防災ヘリコプターの運航開始日以降事業期間の終了日までの期間に亘って、年 4 回、最大全 80 回支払う。

ただし、第 1 回目の支払額は、平成 27 年度内において事業者の提案する日の翌日から当該日の属する四半期の期末までの期間で日割り計算するものとする。

なお、運航費用基準を超過した費用については、当該年度の上半期、下半期を支払対象期間として、その実績に応じて、国及び事業者が事前に合意した単価に基づき、年 2 回全 40 回支払うものとする。

表 4 運航費用基準を超過した費用の支払い方法

実績に応じて支払う費用 (運航費用基準を超過分)	国及び事業者が 事前に合意する単価	支払い額
防災ヘリコプターの 飛行に係る費用	単年度当たり の当該費用 ÷ 20 時間 = 合意単価 A (提案金額)	超過時間 × 合意単価 A
防災ヘリコプターの 運航体制の維持に係る費用	単年度当たり の当該費用 ÷ 50 日 = 合意単価 B (提案金額)	超過日数 × 合意単価 B

## 5) 消費税等

消費税等については、サービス対価の支払期毎に算定する。

### (4) 1 円未満端数の取扱

提案価格の作成にあたっては、表 1 に定める費用項目別に、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」(昭和 25 年法律第 61 号) 第 3 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

### (5) サービス対価の減額措置

国は、事業期間に亘り、本事業に関する各業務の業績の監視を行い、「防災ヘリコプターの維持管理・運営事業に関する業務要求水準書(案)」(資料-1) に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置については「防災ヘリコプターの維持管理・運営事業に関する業績等の監視及び改善要求措置の概要(案)」(募集要項公表時に示す。)によるものとする。

## 4. 提案価格及び入札価格との関係

提案価格は、サービス対価を構成する各業務費の見積価格の合計とし、入札価格は提案書に記載された金額を上限とする。

## 5. サービス対価の改定

### (1) 基本的考え方

防災ヘリコプターの確保に関する業務費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び為替変動相当分並びに、防災ヘリコプターの運航サービス開始 11 年度目における基準金利の改定を除き、原則として改定を行わない。



それ以外の費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

## (2) 防災ヘリコプター確保費以外のサービス対価の物価等変動に基づく改定

### 1) 改定の対象となる費用

全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費、防災ヘリコプター運航費(労務費に限る)

### 2) 改定時期

物価等変動リスクを踏まえたサービス対価の改定時期は、次のとおりとする。

#### ① 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

#### ② サービス対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の支払に反映する。

### 3) 改定方法

#### ① 全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費

改定対象費用の改定は、前回改定時の指標に対して現指標が3ポイント以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 |  $\geq$  3 ポイント

#### ② 防災ヘリコプター運航費

防災ヘリコプター運航費(労務費に限る)の改定は、前回改定時の所定内給与額に対して現在の当該金額が20千円以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない場合については、事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の当該金額を前回改定時の指標とみなす。

| 今回評価時の所定内給与額 - 前回改定時の所定内給与額 |  $\geq$  20千円

表 5 物価等変動に伴うサービス対価の改定に用いる指標

費用項目	使用する指標
全般管理業務費	・「企業向けサービス価格指数」：『機械修理』 (消費税抜き、物価指数月報・日本銀行調査統計局)
防災ヘリコプター維持費	・「企業向けサービス価格指数」：『機械修理』 (消費税抜き、物価指数月報・日本銀行調査統計局)
防災ヘリコプター運航費	・「賃金構造基本統計調査」：『全業態』 (企業規模計、所定内給与額・厚生労働省大臣官房統計情報部)

それぞれの対価について、改定前のサービス対価を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

① 全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費の改定計算方法

計算方法 :  $BP'_t = BP_t \times (CSPIn / CSPIm)$

m : 前回改定時年度 (契約後未改定の場合は、事業契約締結年度)

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度 (t : n+1、…、事業終了年度)

$Bp_t$  : 改定前の t 年度の該当業務 (全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費) の対価

$Bp'_t$  : 改定後の t 年度の該当業務 (全般管理業務費、防災ヘリコプター維持費) の対価

CSPi : 企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m 年度の価格指数

CSPIn : 今回改定時の評価指標である、n 年度の価格指数

(計算例)

平成 29 年度の支払いが 1,000,000 円、前回改定時の指標である平成 25 年度の指数が 95、平成 28 年度の指数が 105 の場合 :

平成 28 年度時点における改定実施の判断

$= \text{平成 28 年度指数 [105]} - \text{平成 25 年度指数 [95]} = 10 \geq 3 \text{ ポイント}$

平成 28 年度時点における改定率 (平成 27 年度の物価反映)

$= \text{平成 28 年度指数 [105]} \div \text{平成 25 年度指数 [95]} = 1.10526\dots$

$= 1.1052$  (小数点以下第4位未満切り捨て)

平成 28 年度の対価 (改定後)

$= \text{平成 28 年度の対価 (改定前)} [1,000,000 \text{ 円}] \times 1.1052 = 1,105,200 \text{ 円}$

## ② 防災ヘリコプター運航費（労務費に限る）の改定計算方法

計算方法： $DP'_t = DP_t \times (BSWS / BSWS_m)$

m：前回改定時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n：今回評価時年度

t：今回費用改定をする対価の対象年度（t：n+1、…、事業終了年度）

$DP_t$ ：改定前のt年度の該当業務（防災ヘリコプター運航費（労務費に限る））の対価

$DP'_t$ ：改定後のt年度の該当業務（防災ヘリコプター運航費（労務費に限る））の対価

BSWS：賃金構造基本統計調査(Basic Survey on Wage Structure)による所定内給与額

$BSWS_m$ ：前回改定時の評価である、m年度の所定内給与額

$BSWS_n$ ：今回改定時の評価指標である、n年度の所定内給与額

(計算例)

平成29年度の支払いが1,000,000円、前回改定時の所定内給与額である平成25年度の当該金額が456.0千円、平成28年度の指数が478.8千円の場合：

平成28年度時点における改定実施の判断

$$= \text{平成28年度指数} [478.8 \text{ 千円}] - \text{平成25年度指数} [456.0 \text{ 千円}]$$

$$= 22.8 \text{ 千円} \geq 20 \text{ 千円}$$

平成28年度時点における改定率（平成27年度の賃金反映）

$$= \text{平成28年度指数} [478.8 \text{ 千円}] \div \text{平成25年度指数} [456.0 \text{ 千円}] = 1.05$$

平成28年度の対価（改定後）

$$= \text{平成28年度の対価（改定前）} [1,000,000 \text{ 円}] \times 1.05 = 1,050,000 \text{ 円}$$